

派遣同意書（非居住の所有者用）

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
私は、木造住宅耐震診断士等の派遣事業について、下段の注意事項を確認のうえ、次の事項について同意します。	
同意事項 ☐ 対象建築物の住戸※の全てに立入調査のうえ、耐震診断を実施すること。 ※長屋・共同住宅の場合は、全ての住戸 ☐ 調査当日の説明に当たり、原則、立会いをすること。 ※所有する住戸に居住者がいない場合（空家又は空室）に限る。	
（申請者以外の所有者） 住 所 〒 — ふりがな 氏 名 （電話番号 — ）	

注） 次の区分に応じて、関係者全員（世帯単位）の同意が必要です。関係者が複数存在する場合は、同意書を必要な枚数だけ複写して使用してください。
 （対象建築物の所有者（非居住）が別にいる場合）……………所有者用（本様式）
 （対象建築物に申請者以外が居住する部分がある場合）…居住者用（第13-2号様式）

派遣事業の申込内容

申請者氏名	
派遣事業の 申 込 区 分	☐ 診断事業 ☐ 基本計画作成事業
対象建築物の 所在地	〒 — 京都市 区

注意事項

- ・ 耐震診断は、目に見える範囲の調査と、それを補足するための聞き取り調査によります。
- ・ 耐震診断は、対象建築物の住戸の全てに立入調査のうえ、調査に必要な範囲内において、写真撮影（屋内・屋外）を行います。
- ・ 長屋又は共同住宅の場合、住戸ごとではなく、1棟の建築物について、診断を行うため、原則全ての住戸に立入調査します。（居住者の許可が得られない住戸は、調査した住戸と同一と仮定して診断を実施します。）
- ・ 同一の建築物に対し、本派遣事業を複数回利用することはできません。
- ・ 結果報告書のお渡し及び内容の説明は、原則、申請者に対し、派遣された木造住宅耐震診断士等が行います。結果報告書の内容の説明の際に同席したい等の希望がある場合は、事前に申請者と協議してください。
- ・ 本事業は、申請者が耐震改修工事の実施検討を行ううえでの参考としていただくためのものであり、その他の目的には一切利用しません。

長屋又は共同住宅に居住されている方へ

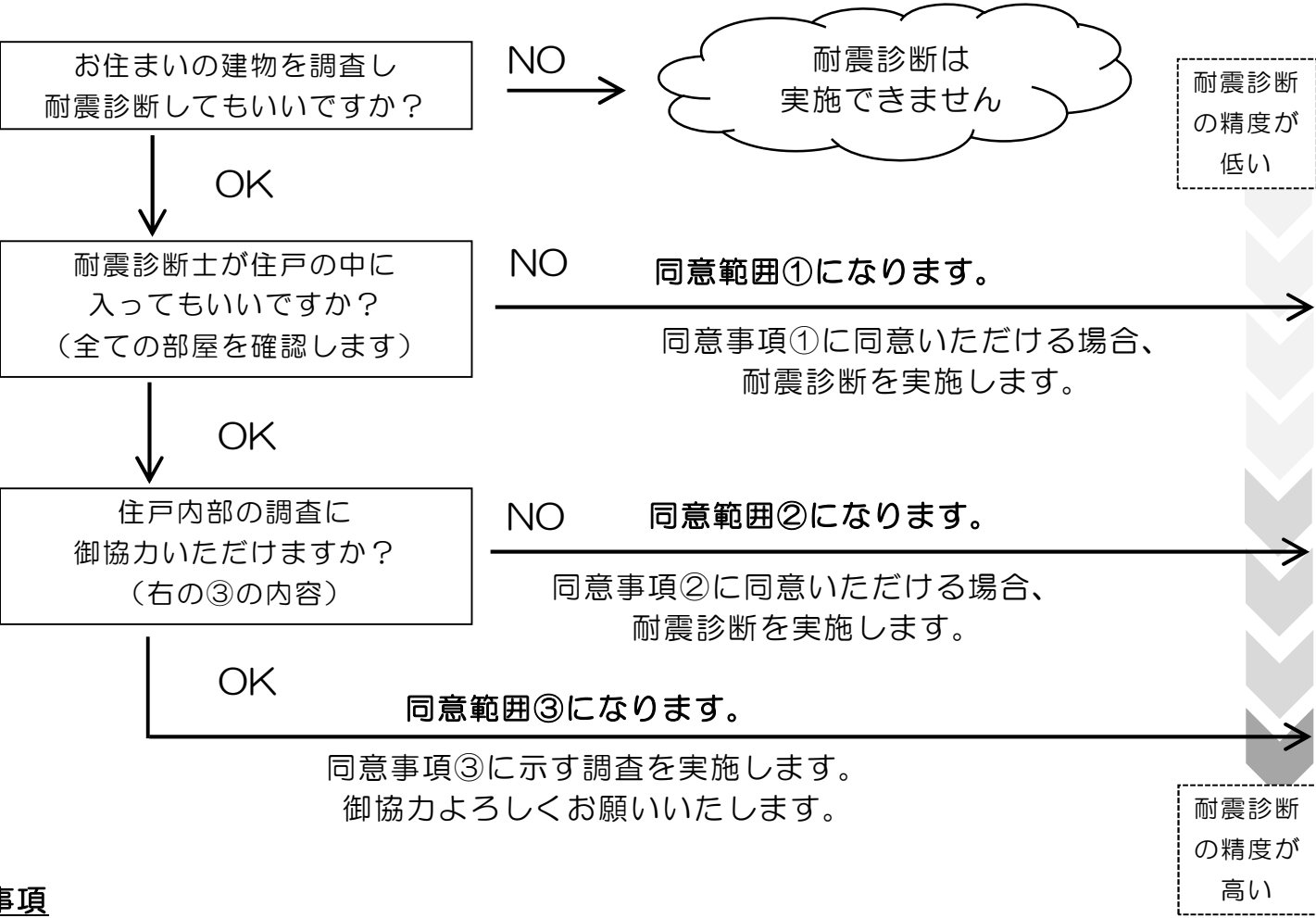
木造住宅及び京町家耐震診断士派遣事業は、市が派遣する耐震診断士が現地で建物を調査し、大地震が発生した場合に、倒壊するおそれがあるかどうかを総合的に判断し、耐震改修の必要性を判定するものです。

長屋又は共同住宅の場合、地震に対して建物全体での判断を行うため、住戸ごとではなく、全ての住戸について調査が必要です。

御自宅の現状の耐震性能を知るために、御協力をお願いいたします。

○ 現地調査は、居住者の方に同意していただける範囲で実施します。

以下のフローチャートを参考に、同意していただける範囲を教えてください。



注意事項

- 結果報告書のお渡し及び内容の説明は、原則、申請者に対し、派遣された木造住宅耐震診断士等が行います。結果報告書の内容の説明の際に同席したい等の希望がある場合は、事前に申請者と協議してください。
- 本事業は、申請者が耐震改修工事の実施検討を行ううえでの参考としていただくためのものであり、その他の目的には一切利用しません。

派遣同意書（長屋又は共同住宅の居住者用）

(あて先) 京 都 市 長		年 月 日	
木造住宅耐震診断士等の派遣事業について、居住者の同意範囲に基づく現地調査が実施され、その同意範囲によっては、仮定に基づく診断となることについて同意します。			
(耐震診断の申込者) 氏名			
派遣事業の 申 込 区 分	☐ 診断事業 ☐ 基本計画作成事業		
対象建築物の 所在地	〒 ー 京都市 区		
木造住宅耐震診断士等の派遣事業について、注意事項を確認のうえ、次の事項について同意します。			
(申込者以外の居住者) 住 所 〒 ー ふりがな 氏 名 (電話番号 ー)		同意範囲 (いずれかに☑) ☐ ① ☐ ② ☐ ③	
①	同意事項 (外部のみ調査します) ☐ 診断士が敷地内に立入り、建物外部の調査 (写真撮影含む) を実施すること ☐ 調査を実施した住戸と同一であると仮定して診断を実施すること ☐ 後に建物内部を調査した上での診断を希望しても、その際には派遣事業が利用できないこと。(同一の建築物に対し、本派遣事業を複数回利用することはできません。) ※ 竣工図が保管されていた場合は、竣工図に基づき診断を行います。		
②	同意事項 (外部の調査及び間取りの確認を行います。) ☐ 診断士が住戸内の全ての部屋に立入ること (立入り可能な時間帯が限られる場合は、写真を撮らせていただくことがあります。) ☐ ①の同意事項 ※ 調査を実施した住戸と壁配置等が同一である場合は、耐震診断の信頼性が高くなります。		
③	同意事項 (詳しい調査を行います。) ☐ 診断士が住戸内の全ての部屋に立入ること ☐ 耐震診断に必要な範囲で、診断士が建物外部や住戸内の写真を撮影すること ☐ 壁や柱等の部材について、診断士が計測等の調査を実施すること ☐ 可能な範囲で、診断士が天井裏や床下の確認をすること ☐ 改修履歴等の聞き取り調査に協力すること		

注) 次の区分に応じて、関係者全員 (世帯単位) の同意が必要です。関係者が複数存在する場合は、同意書を必要な枚数だけ複写して使用してください。
(対象建築物の所有者 (非居住) が別にいる場合) ……所有者用 (第 1 3－1 号様式)
(対象建築物に申請者以外が居住する部分がある場合) ……居住者用 (本様式)

建物の内部を調査できる住戸 (同意範囲③) がない場合は耐震診断を実施できません！

派遣同意書（借家（一戸建て）の居住者用）

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
私は、木造住宅耐震診断士等の派遣事業について、下段の注意事項を確認のうえ、次の事項について同意します。	
同意事項 ☐ 診断士が住戸内の全ての部屋に立入ること ☐ 耐震診断に必要な範囲で、診断士が建物外部や住戸内の写真を撮影すること ☐ 壁や柱等の部材について、診断士が計測等の調査を実施すること ☐ 可能な範囲で、診断士が天井裏や床下の確認をすること ☐ 改修履歴等の聞き取り調査に協力すること ☐ 調査を実施する間（半日～1日）、原則、立会いをすること。	
(居住者) 住 所 〒 — ふりがな 氏 名 (電話番号 —)	

派遣事業の申込内容

申請者氏名	
派遣事業の 申 込 区 分	☐ 診断事業 ☐ 基本計画作成事業
対象建築物の 所在地	〒 — 京都市 区

注意事項

- 耐震診断は、<u>目に見える範囲の調査</u>と、それを補足するための聞き取り調査によります。 - 耐震診断は、対象建築物の住戸の全てに立入調査のうえ、調査に必要な範囲内において、写真撮影（屋内・屋外）を行います。 <u>同一の建築物に対し、本派遣事業を複数回利用することはできません。</u> - 結果報告書のお渡し及び内容の説明は、原則、申請者に対し、派遣された木造住宅耐震診断士等が行います。結果報告書の内容の説明の際に同席したい等の希望がある場合は、事前に申請者と協議してください。 <u>本事業は、申請者が耐震改修工事の実施検討を行ううえでの参考としていただくためのものであり、その他の目的には一切利用しません。</u>
